

令和6年 第6回 鏡野町農業委員会議事録

招集年月日	令和6年月10日（月）												
招集場所	鏡野町役場 3階 特別会議室												
開議	午前11時00分～午前11時29分												
応招委員	<table> <tr> <td>1番 檜山 幸子</td><td>7番 田渕 智之</td></tr> <tr> <td>2番 山中 幸子</td><td>8番 北山 政士</td></tr> <tr> <td>3番 難波 基訓</td><td>9番 近藤 克己</td></tr> <tr> <td>4番 柳井 正信</td><td>10番 川口 肇司</td></tr> <tr> <td>5番 正影 博一</td><td>11番 竹下 桂輔</td></tr> <tr> <td>6番 河中 司</td><td></td></tr> </table>	1番 檜山 幸子	7番 田渕 智之	2番 山中 幸子	8番 北山 政士	3番 難波 基訓	9番 近藤 克己	4番 柳井 正信	10番 川口 肇司	5番 正影 博一	11番 竹下 桂輔	6番 河中 司	
1番 檜山 幸子	7番 田渕 智之												
2番 山中 幸子	8番 北山 政士												
3番 難波 基訓	9番 近藤 克己												
4番 柳井 正信	10番 川口 肇司												
5番 正影 博一	11番 竹下 桂輔												
6番 河中 司													
不応招委員	—												
出席委員数	11名												
欠席委員数	0名												
本会議に職務のため出席した者の職、氏名	事務局長 角田 貫之（産業観光課 特命参事） 課長補佐 片田 篤志（産業観光課 課長補佐） 主任 山崎 裕司（産業観光課 主任）												

議事日程	審議事項
日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定
日程第3	報告第8号 農地法第18条第6項の規定による解約について
日程第4	議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第22号 非農地証明願について
日程第6	議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第7	議題第24号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第8	議題第25号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第9	その他
委員提出議案の提出	—
会議録署名委員の指名	3番 難波 基訓 4番 柳井 正信

議事の経過

発 言 者	発 言 の 要 旨
会長 川口	ただいまの出席委員は、11名のうち11名です。 定足数に達しておりますので、これより令和6年第6回鏡野町農業委員会を開催します。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員に、3番 難波 基訓 委員、4番 柳井 正信 委員を指名します。 日程第2 会期決定の件を議題にします。 おはかりします、本会の会期は、本日1日間にしたいと思います、これにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	異議なしと認めます、よって会期は、本日の1日間に決定しました。 日程第3 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による解約について、この報告の37番から45番までの案件について、事務局より提案理由の説明を求めます、事務局長。
事務局長 角田	令和6年第6回鏡野町農業委員会議案2ページをお開きください。 報告第8号 農地法18条第6項の規定による解約について。 番号37、所在、●●、田、2, 589㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号38、所在、●●、田、3, 113㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号39、所在、●●、田、1, 766㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号40、所在、●●、田、1, 136㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号41、所在、●●、田、796㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号42、所在、●●、田、2, 590㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号43、所在、●●、畑、547㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号44、所在、●●、田、他計6筆、10, 096㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。

会長 川口	番号４５、所在、●●、田、他計２筆、２，３８５㎡。 貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 以上、９件です。 これをもって報告を終わります。 日程第４ 議案第２１号 農地法第３条の規定による許可申請について、この議案の３０番から３５番までの案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 角田	議案５ページをご覧ください。 議案第２１号 農地法第３条の規定による許可申請について。 番号３０、所在、●●、畑、４９６㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、新規就農。 取得後の耕作面積、１，６５６㎡、通作距離、０．１ｋｍ、農機具、管理機１台。 番号３１、所在、●●、畑、６１０㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、新規就農。 取得後の耕作面積、１，６５６㎡、通作距離、０．１ｋｍ、農機具、管理機１台。 番号３２、所在、●●、畑、他計２筆、５５０㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、新規就農。 取得後の耕作面積、１，６５６㎡、通作距離、０．１ｋｍ、農機具、管理機１台。 番号３３、所在、●●、田、他計２筆、１，０４２㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、承継によるもの。 取得後の耕作面積、４，７９５．９４㎡、通作距離、０．１ｋｍ、管理人は、●●地区の●●氏（認定農業者）と申請地周辺に居住する●●氏を管理者とし、作業委託を行い、農業経営を行う。 番号３４、所在、●●、田、他計７筆、１０，８７４㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、貸借地を含む農地の購入。 取得後の耕作面積、１０，８７４㎡、通作距離、０．１ｋｍ、農機具、トラクター１台、田植機１台。 番号３５、所在、●●、畑、２２８㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、新規就農。 取得後の耕作面積、２２８㎡、通作距離、０．１ｋｍ、農機具、管理機１台、住宅用地と同時取得。 以上、６件です。

会長 川口	これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件について、追加説明を許します。 (発言なし) 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件を承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	異議なしと認めます。 よって議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請についての件は、承認することに決定しました。 日程第5 議案第22号 非農地証明願について、この議案の12番、13番の案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。
事務局長 角田	議案7ページをご覧ください。 議案第22号 非農地証明願について。 番号12、所在、●●、畑、85㎡。 判定地目、宅地、利用状況、44年前に家を建て、宅地として利用しており、耕作しておらず農地として使用できないため。 申請人、●●。 番号13、所在、●●、畑、1,029㎡。 判定地目、山林原野、利用状況、30年以上前から、耕作しておらず荒廃しており、農地として使用できないため。 申請人、●●。 以上2件です。 去る5月27日、非農地証明事務要領による現地確認及び航空写真と現地写真による確認を役員にて実施しました。 その結果、いずれの議案も要領の対象要件を満たすもの、非農地として報告させていただきます。
会長 川口	これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件について、追加説明を許します。 (発言なし) 追加説明なしと認めます。

委員	おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。 「はい。」
会長 川口	異議なしと認めます。 よって議案第２２号 非農地証明願については承認することに決定しました。 日程第６ 議案第２３号 農地法第４条の規定による許可申請について、この議案の１番の案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。
事務局長 角田	議案８ページをご覧ください。 議案第２３号 農地法第４条の規定による許可申請について。 番号１、所在、●●、田、２７８㎡。 申請人、●●、転用用途、露天駐車場、転用事由、申請地に隣接する実家で退職後に生活するにあたり、露天駐車場を整備するもの。 資金計画、自己資金、１００万円、●●水利組合承諾、●●土地改良区条件付き承諾。 以上、１件です。
会長 川口	条件付きというのは。
事務局長 角田	条件は、排水路を適正に整備することが条件となっております。
会長 川口	これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件は農地区会委員により、現地確認をお願いしておりますので、ご報告をお願いします。 農地部会長、９番 近藤委員。
近藤 委員	この件について農地部会の方で現地確認させていただきました。 特段問題なしということで、報告させていただきます。 以上です。
会長 川口	本件について、追加説明を許します。 （発言なし） 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 （発言なし）

委員	質疑なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。 「はい。」
会長 川口	異議なしと認めます。 よって議案第２３号 農地法第４条の規定による許可申請については、承認することに決定しました。 日程第７ 議案第２４号 農地法第５条の規定による許可申請について、この議案の７番、９番の案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。
事務局長 角田	議案９ページをご覧ください。 議案第２４号 農地法第５条の規定による許可申請について。 番号７、所在、●●、田、９９８㎡。 譲渡人、●●、譲受人、●●。 転用用途、建売住宅用地４区画、転用事由、申請地の周辺は、中学校や町役場があり、住宅地化が進んでおり、宅地に適しているため、建売住宅を４棟建築し、販売するもの。 資金計画、自己資金、７，０００万円、●●水利組合承諾。 番号９、所在、入１０４４－１、田、２３２㎡。 貸主、●●、借主、●●。 転用用途、住宅１棟、９３㎡、転用事由、現在両親と同居しているが、結婚、出産に伴い、家族が増え、手狭となったため、実家からも近い申請地を祖父から借受け、分家住宅を建築するもの。 資金計画、借入金、５，００６万円、農振地除外、令和６年５月９日、例外許可規定、集落に接続して設置される住宅に該当、●●水利組合承諾。 以上、２件です。
会長 川口	これをもって提案理由の説明を終わります。 本件は農地部会委員により、現地確認をお願いしておりますので、ご報告をお願いします。 農地部会長、９番 近藤委員。
近藤 委員	２件とも農地部会の方で現地確認させていただきました。 問題なしということで、報告をさせていただきます。 以上です。

主任 山崎	番号7番につきまして、建築条件付きということです。転用地の西側に農地が残る格好になりまして、埋め上げすると高くなってしまい水がそちらに流れてしまうので、水路をつけるか隣地同意を取った方がいいであろうという意見が現地確認の際にありましたがいかがでしょうか。
会長 川口	提案をするということによろしいでしょうか。
主任 山崎	はい。
会長 川口	本件について、追加説明を許します。 (発言なし) 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 7, 80cm段があつて、1,000㎡ほどの表面排水は、片方だけには流れないと思います。西の裏側の下がったところに水路をつけないと2件ある家のところに水が流れる恐れがありますが、どうでしょう。
近藤委員	北側ですか。
主任 山崎	南と西に隣接家屋があります。
会長 川口	右側に2軒家があつて、コの字形のようになって。その向こうには何もないです。
近藤委員	既存の家側の方に水路を作ることを条件付きとしましょう
会長 川口	他に質疑はありませんか。 (発言なし) 今のことでよろしいでしょうか。
委員	「はい。」
会長 川口	おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	異議なしと認めます。 よって議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請については、

事務局長 角田	承認することに決定しました。 日程第8 議案第25号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。 議案10ページをご覧ください。 議案第25号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について。 権利種別、貸借権設定、新規設定、34筆、40, 895㎡、再設定、46筆、83, 134㎡、計80筆、124, 029㎡。 権利種別、所有権移転、有償によるもの、1筆、648㎡。 以上です。
会長 川口	これをもって提案理由の説明を終わります。 これより質疑を行います、質疑はありますか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	異議なしと認めます。 よって議案第25号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、承認することに決定しました。 日程第9 その他について、その他協議事項はありませんか。 それでは太陽光発電施設に関わる農地転用の取り扱いについて、事務局より説明をお願いします。
事務局長 角田	前回、鏡野町農業員会の営農型太陽光発電設備の設置等に当たっての考え方および太陽光発電施設に関する申請について、明確化を内規で諮ったところですが、転用において4条のみということでしておりましたが、中国四国農政局より書類が揃っているのであれば、5条も受理しなければならないという指摘がございました。 このことについて、去る5月27日の役員会で協議しまして、5条申請の受理について受けざるを得ない考えに至ったところです。 営農型太陽光発電については、全国的に下部農地で適切な営農が行われていないということで、農業新聞等の報道で見受けられまして、国の方もこの3月に営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度の取り扱いに関する

主任 山崎	ガイドラインを改正しまして、導入においてはより厳格に対応をするようにと定めたところです。今後ガイドラインに従いまして、より厳格に対応していこうということです。お配りしておりますのが、ガイドライン等の様式になります。 5月の委員会で改正したものを新たに網掛けして改正させていただいております。メインのところは太陽光発電に関する申請の部分で、4条だけと頭を書いてあった部分を削除して、その他ガイドラインの文言を付け加えさせていただいております。 転用に当たっては、1種、2種については代替性の確認が必要となりますので、太陽光については、厳格化する方向でさせていただいて、申請については受けざるを得ないということです。中身については良し悪しあると思いますので、そちらについては役員さんや委員さんに色々ご協議いただければと思います。よろしく願いいたします。
会長 川口	これをもって説明を終わります。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	異議なしと認めます。 よって、太陽光発電施設に係る農地転用の取り扱いについては、承認することに決定しました。 その他協議事項はありませんか。 (発言なし) 以上をもちまして、本会に付議された案件はすべて終了しました。 会議を閉会します、これに、ご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	異議なしと認めます。 よって本会は本日をもって閉会することに決定しました。 これにて、令和6年第6回鏡野町農業委員会を閉会します。 ありがとうございました。(散会)